

山口県障害福祉サービス実施計画
(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

計画期間 令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

令和3年3月
山 口 県

目 次

計画の策定に当たって

| | |
|--------------------------------|---|
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の法的根拠 | 1 |
| 3 計画の体系 | 2 |
| 4 計画の基本理念 | 3 |
| 5 計画の構成 | 3 |
| 6 計画策定上の配慮点 | 4 |
| 7 計画の期間 | 4 |
| 8 計画の達成状況の点検及び評価 | 4 |
| 9 障害保健福祉圏域 | 5 |
| 10 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況等 | 5 |

第1章 成果目標

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 8 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 9 |
| 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 10 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等 | 11 |
| 5 障害児支援の提供体制の整備等 | 12 |
| 6 相談支援体制の充実・強化等 | 13 |
| 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 13 |

第2章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

| | |
|---|----|
| 1 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み | 14 |
| 2 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等） | 28 |
| 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 | 33 |
| 4 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等 | 34 |
| 5 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組 | 38 |

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

| | |
|--|----|
| 1 専門性の高い相談支援事業 | 39 |
| 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 39 |
| 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業 | 39 |
| 4 広域的な支援事業 | 40 |
| 5 サービス・相談支援者、指導者育成事業 | 40 |
| 6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業 | 40 |
| <地域生活支援事業の見込量> | 42 |

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 障害者等に対する虐待の防止 | 43 |
| 2 意思決定支援の促進 | 43 |
| 3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進 | 43 |
| 4 障害を理由とする差別の解消の推進 | 43 |
| 5 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組や研修の充実等 | 43 |

＜参考資料＞

| | |
|--------------|----|
| 障害福祉サービス等の概要 | 44 |
|--------------|----|

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

わが国の障害者福祉施策は、地方公共団体がその判断に基づき給付を決定する「措置制度」としてはじまり、“サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立”等を目指して平成15年度から導入された支援費制度による「利用契約制度」への移行等、これまで数次の大幅な見直しを経て整備されてきましたが、各自治体によってサービスの提供体制が様々であり、その実施内容も地域によって大きな差が生じる等の問題が生じていました。

このような状況を受け、平成18年度に施行された「障害者自立支援法」では、障害者に對し必要かつ十分なサービスが全国に行き渡るよう、将来に向けて計画的にサービス提供体制を整備する観点から、自治体に対し、国の定めた基本方針に即して、必要なサービス量とそれを確保するための方策を記載した『障害福祉計画』を策定することを義務づけました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については「児童福祉法」を根拠法に整理し直すとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年度に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においても、これを踏襲し「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の基本理念である“地域社会における共生”という考え方が盛り込まれました。

また、平成28年度に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律では、障害児通所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において『障害児福祉計画』を策定することも定められました。

本県においては、障害者自立支援法施行以来、これまで5期（15年）にわたる障害福祉計画及び平成30年度を始期とする第1期障害児福祉計画を策定してきましたが、この度、両計画の計画期間の終了に伴い、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定します。

2 計画の法的根拠

この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」に位置付け、山口県障害福祉サービス実施計画（以下「サービス実施計画」という。）として一体的に策定します。

○障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）

（都道府県障害児福祉計画）

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の体系

本県においては、障害者の支援施策の方向性や具体的な取組を定めるため、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定する『都道府県障害者計画（やまぐち障害者いきいきプラン。以下「いきいきプラン」という。）』と、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施のための数値目標や障害福祉サービスなどの見込量等を定めるサービス実施計画を一体的に策定し、これらの計画を踏まえて障害者支援施策を推進します。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

やまぐち維新プラン（2018年～2022年）



障害者基本法

障害者計画（いきいきプラン（2018～2023））

障害者支援施策の方向性や具体的な取組について記載

サービス実施計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

法定サービスの利用等を促す数値目標やサービス見込量等について記載

障害者総合支援法

児童福祉法

4 計画の基本理念

いきいきプランとの一体的な施策の推進を図る観点から、同プランの基本目標とこの計画の基本理念は、内容を一にします。

＜基本理念＞

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

～誰と、どこで、どのように生活するのかを自らが選択できる社会を目指して～

5 計画の構成

この計画は、国が定める基本指針に即し、基本理念に基づいて次の事項を定めます。

（1）成果目標

国が基本指針において定めた以下の7つの課題に関する「成果目標」を、市町が設定した目標を踏まえて設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（2）指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

- 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み
計画期間中の各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを、市町の積算等に基づき定めます。
- 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）
成果目標等の達成に必要な障害福祉サービス等及び各種の取組を活動指標として設定します。
- 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
地域生活への移行を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から、各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所員総数を設定します。
- 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等
圏域ごとの現状を踏まえた指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保策や感染症対策等を定めます。

○ 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の確保・養成、提供されるサービスに対する第三者評価等を総合的に推進します。

(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

県が実施する地域生活支援事業に関して、事業の種類ごとの計画期間を通じた実施に関する考え方等を定めます。

(4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

障害者等に対する虐待の防止、意思決定支援の促進、障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進及び障害を理由とする差別の解消の推進等に関する考え方を定めます。

6 計画策定上の配慮点

この計画は、国が定める基本指針に即し、次の7点に配慮して策定します。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

7 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間をサービス実施計画の計画期間とします。

8 計画の達成状況の点検及び評価

この計画に定める「成果目標」や「活動指標」については、毎年度その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

9 障害保健福祉圏域

この計画では、広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、保健医療圏域及び高齢者保健福祉圏域との整合を図り、障害保健福祉圏域（8 圏域）を設定します。

| 障害保健福祉圏域名 | 市町名 |
|-----------|------------------------|
| 岩国圏域 | 岩国市、和木町 |
| 柳井圏域 | 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町 |
| 周南圏域 | 下松市、光市、周南市 |
| 山口・防府圏域 | 山口市、防府市 |
| 宇部・小野田圏域 | 宇部市、美祢市、山陽小野田市 |
| 下関圏域 | 下関市 |
| 長門圏域 | 長門市 |
| 萩圏域 | 萩市、阿武町 |

10 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況等

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（平年30年度～令和2年度）の令和元年度までの進捗状況等は以下のとおりです。

（1）成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 成果目標 | 現状値※ (令和元年度) | 目標値 (令和2年度) |
|---|-----------------|----------------|
| 施設入所者の地域生活移行者数 (目標値の考え方) 入所者数2,251人(H28年度末)の4% | 26人 | 90人 |
| 施設入所者数の削減 (目標値の考え方) 入所者数2,251人(H28年度末)の2.2% | 55人 | 50人 |

※H29年度～R元年度の累計

県では計画の初期には地域生活移行者数の実績が国の目標値を上回っていたために、近年、施設入所者の重度化・高齢化により、地域生活移行者数が減少傾向にあります。

今後は、施設入所者の意向を踏まえながら、地域生活への移行を進めていきます。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 成果目標 | 基準値 (基準年度) | 現状値 (年度) | 目標値 (令和2年度) |
|---------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 各圏域に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置 | 8圏域 (R元) | 8圏域 (R元) | 8圏域 |
| 精神病床における1年以上の長期在院者数 | 3,906人 (H26) | 3,581人 (H30) | 3,239人 |

| 成果目標 | 基準値 (基準年度) | 現状値 (年度) | 目標値 (令和2年度) |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 精神科病院入院3ヶ月時点の退院率 | 48.6% (H28) | 48.6% (H30) | 56.0% |
| 精神科病院入院6ヶ月時点の退院率 | 73.0% (H28) | 69.6% (H30) | 74.0% |
| 精神科病院入院1年時点の退院率 | 84.2% (H28) | 78.7% (H30) | 85.0% |

長期在院者数及び退院率の更なる向上が図られるよう、今後も、病院・地域移行関係従事者との協働により、長期入院患者の退院への意欲喚起を図るとともに、措置入院患者等が退院後に地域で安心して生活を送ることができる支援体制の構築に努める必要があります。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

| 成果目標 | 基準値 (基準年度) | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和2年度) |
|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 地域生活支援拠点等の整備数 | 0 (H28) | 3市 | 19市町 (又は圏域) |

地域生活支援拠点等の整備が推進されるよう、市町における現状や課題等の把握、共有する機会を通じて、市町の取組を支援していく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

| 成果目標 | 基準値 (基準年度) | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和2年度) |
|-----------------------|---------------|----------------|----------------|
| 一般就労移行者数 | 176人 (H28) | 161人 | 229人 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 232人 (H28) | 235人 | 325人 |
| 就労移行率が3割以上の事業所の割合 | 59% (H28) | 54.3% | 53.4% |
| 就労定着支援事業利用による1年後職場定着率 | 新規 | — | 67.3% |

就労移行率が3割以上の事業所の割合は目標値を上回っていますが、一般就労移行者数の増加のためには就労移行支援事業等の更なる取組が必要です。

オ 障害児支援の提供体制の整備等

| 成果目標 | 基準値 (基準年度) | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和2年度) |
|---|---------------|----------------|----------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 新規 | 17市町 | 19市町 (又は圏域) |
| 保育所等訪問を利用できる体制整備 | 新規 | 18市町 | 19市町 (又は圏域) |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備 | 新規 | 3市 | 19市町 (又は圏域) |
| 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 | 新規 | 県・8圏域・ 15市町 | 県・8圏域・ 19市町 |

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備」については、人員基準の配置要件とされる嘱託医や看護職員などの人員確保等が課題であるものの、引き続き市町との協働により整備に向けて取り組む必要があります。

(2) 障害福祉サービス等の利用実績

(月平均利用人数 (継続入所者を除く))

| 障害福祉サービス等 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|---------|-------------|-------|-------|
| 指定障害福祉サービス | 訪問系 | 訪問系計 | 1,551 | 1,529 |
| | | 居宅介護 | 1,264 | 1,241 |
| | | 重度訪問介護 | 54 | 54 |
| | | 同行援護 | 231 | 233 |
| | | 行動援護 | 2 | 1 |
| | | 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 |
| | 日中活動系 | 生活介護 | 3,653 | 3,719 |
| | | 機能訓練 | 27 | 19 |
| | | 生活訓練 | 233 | 236 |
| | | 療養介護 | 263 | 270 |
| | | 就労移行支援 | 257 | 250 |
| | | 就労継続支援A型 | 535 | 555 |
| | | 就労継続支援B型 | 3,320 | 3,417 |
| | | 就労定着支援 | 67 | 95 |
| | 居住系 | 短期入所 | 438 | 447 |
| | | 自立生活援助 | 7 | 2 |
| | | 共同生活援助 | 1,309 | 1,339 |
| | 指定相談支援 | 施設入所支援 | 2,206 | 2,172 |
| | | 計画相談支援 | 1,931 | 2,113 |
| | | 地域移行支援 | 5 | 3 |
| | 指定障害児支援 | 地域定着支援 | 12 | 10 |
| | | 福祉型児童発達支援 | 872 | 922 |
| | | 医療型児童発達支援 | 2 | 2 |
| | | 放課後等デイサービス | 1,938 | 2,118 |
| | | 保育所等訪問支援 | 60 | 61 |
| | | 居宅訪問型児童発達支援 | 1 | 1 |
| | | 福祉型障害児入所支援 | 57 | 51 |
| | | 医療型障害児入所支援 | 46 | 40 |
| | | 相談 | 754 | 814 |
| | | 障害児相談支援 | | 912 |

※令和2年度は令和2年4月～10月の実績

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

(1) 地域生活移行者の増加

令和元年度末時点の施設入所者数の1.9%以上が令和5年度末までに地域生活に移行します。

| 令和元年度末施設入所者数※ | 地域生活移行者数 (令和2年度から令和5年度までの間に施設入所から 共同生活援助等へ移行する者の累計) |
|---------------|---|
| 2,171人 | 41人 (2,171人×1.9%) |

(2) 施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.8%以上削減します。

| 令和元年度末施設入所者数※ | 施設入所者削減数 (令和元年度末時点と令和5年度末時点との 施設入所者数の差) |
|---------------|---|
| 2,171人 | 40人 (2,171人×1.8%) |

<参考データ：第5期計画までの実績>

平成18年度から令和元年度までの間の地域生活移行者数 … 477人

平成17年10月末時点と令和元年度末時点との施設入所者数の差 … 444人

※継続入所者数を除いたもの。

※「継続入所者数」…「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。令和元年度末時点では142人。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下の5つの成果目標を設定します。

(1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とします。

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度末時点の1年以上の長期在院者数の目標値を以下のとおり設定します。

| △ | 慢性期入院需要 (目標値) | うち 65歳以上 | うち 65歳未満 | △ | 地域移行に伴う基盤整備量 (参考値) | うち 65歳以上 | うち 65歳未満 |
|------------|------------------|-------------|-------------|---|-----------------------|-------------|-------------|
| 平成26年 | 3,906人 | 2,464人 | 1,442人 | | | | |
| 令和5年度 末 | 2,855人 | 2,036人 | 819人 | | 1,012人 | 599人 | 413人 |

(3) 精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月・6ヶ月・1年時点の退院率）

令和5年度の入院後3ヶ月時点の退院率※を56%以上とします。

令和5年度の入院後6ヶ月時点の退院率※を74%以上とします。

令和5年度の入院後1年時点の退院率※を85%以上とします。

<参考データ：近年の状況（厚生労働省「精神保健福祉資料（通称630調査）」より）>

平成30年度調査の入院後3ヶ月時点の退院率 … 48.6%

平成30年度調査の入院後6ヶ月時点の退院率 … 69.6%

平成30年度調査の入院後1年時点の退院率 … 78.7%

※入院後3ヶ月時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、8月末までに退院した者の割合

※入院後6ヶ月時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、11月末までに退院した者の割合

※入院後1年時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、翌年5月末までに退院した者の割合

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、以下の2つの成果目標を設定します。

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和5年度末までに各市町に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で確保が困難な場合には、各圏域単位で確保することを検討します。

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

《地域生活支援拠点等の整備について》

地域生活支援拠点等の整備は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので

○目的

地域生活支援拠点等の整備には、2つの目的があります。

- ・緊急時の迅速、確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ・体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等、地域生活への移行を進めるための体制を整備

○必要な機能

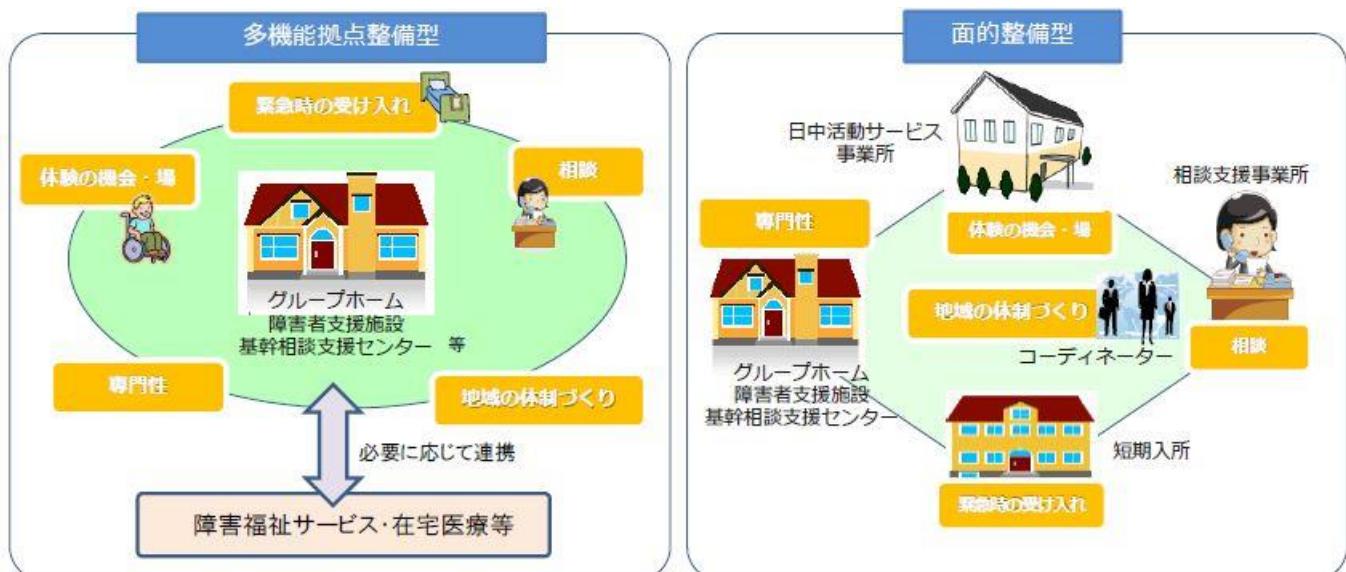
- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※5つの機能を備えることが期待されますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその程度は市町が判断します。

○検証・検討

整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、P D C Aサイクルの視点で継続的に検証・検討を行います。

地域生活支援拠点等のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、一般就労への移行及びその定着を進める観点から、以下の6つの成果目標を設定します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の増加

令和5年度中の就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.40倍以上とします。

令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.52倍以上とします。

令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.57倍以上とします。

令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍以上とします。

| 令和元年度一般就労移行者数 | |
|---------------|------|
| 就労移行支援事業等 | 161人 |
| 就労移行支援事業 | 82人 |
| 就労継続支援A型事業 | 23人 |
| 就労継続支援B型事業 | 49人 |



| 令和5年度一般就労移行者数 | |
|---------------|--------------|
| 226人 | (161人×1.40倍) |
| 125人 | (82人×1.52倍) |
| 36人 | (23人×1.57倍) |
| 64人 | (49人×1.31倍) |

(2) 就労定着

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の中、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割以上とします。

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

※就労定着率…過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を促進する観点から、以下の7つの成果目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに各市町に児童発達支援センターを1カ所以上設置することとし、設置に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

令和5年度末までに各市町に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとし、体制構築に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

(2) 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築

令和5年度末までに、児童発達支援センター等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保します。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で確保が困難な場合には、各圏域単位で確保することを検討します。

令和5年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で確保が困難な場合には、各圏域単位で確保することを検討します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置します。

令和5年度末までに、各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されるよう支援します。

また、地域での対応困難事例への助言や情報共有を図るため、県にコーディネーターを配置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、以下の成果目標を設定します。

令和5年度末までに、各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制が確保されるよう支援します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、またサービス事業所が増加している中、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、以下の成果目標を設定します。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

第2章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

市町障害福祉計画と整合性を図りながら、計画期間中のサービスの種類ごとの必要量の見込みを算定します。

(1) 指定障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

① 合計

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 県 計 | 31,073 時間/月 1,529 人/月 | 34,647 時間/月 1,576 人/月 | 35,708 時間/月 1,602 人/月 | 37,375 時間/月 1,633 人/月 |
| 圏域 | 岩 国 | 2,055 時間/月 181 人/月 | 2,132 時間/月 185 人/月 | 2,132 時間/月 185 人/月 |
| | 柳 井 | 1,511 時間/月 108 人/月 | 1,525 時間/月 121 人/月 | 1,588 時間/月 126 人/月 |
| | 周 南 | 3,377 時間/月 158 人/月 | 3,481 時間/月 160 人/月 | 3,523 時間/月 163 人/月 |
| | 山 口・防 府 | 5,619 時間/月 267 人/月 | 6,137 時間/月 271 人/月 | 6,137 時間/月 271 人/月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 8,153 時間/月 353 人/月 | 9,485 時間/月 367 人/月 | 10,048 時間/月 379 人/月 |
| | 下 関 | 9,491 時間/月 373 人/月 | 10,924 時間/月 374 人/月 | 11,299 時間/月 376 人/月 |
| | 長 門 | 353 時間/月 31 人/月 | 428 時間/月 35 人/月 | 416 時間/月 34 人/月 |
| | 萩 | 514 時間/月 58 人/月 | 535 時間/月 63 人/月 | 565 時間/月 68 人/月 |
| | | | | 648 時間/月 73 人/月 |

② 居宅介護

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 圏域 | 県 計 | 16,607 時間/月 1,241 人/月 | 17,019 時間/月 1,265 人/月 | 17,182 時間/月 1,280 人/月 |
| | 岩 国 | 1,909 時間/月 165 人/月 | 2,004 時間/月 169 人/月 | 2,004 時間/月 169 人/月 |
| | 柳 井 | 1,193 時間/月 95 人/月 | 1,246 時間/月 102 人/月 | 1,307 時間/月 107 人/月 |
| | 周 南 | 1,308 時間/月 124 人/月 | 1,364 時間/月 127 人/月 | 1,390 時間/月 130 人/月 |
| | 山 口・防 府 | 2,516 時間/月 208 人/月 | 2,551 時間/月 208 人/月 | 2,551 時間/月 208 人/月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 4,558 時間/月 284 人/月 | 4,649 時間/月 288 人/月 | 4,723 時間/月 294 人/月 |
| | 下 関 | 4,295 時間/月 281 人/月 | 4,300 時間/月 280 人/月 | 4,300 時間/月 280 人/月 |
| | 長 門 | 339 時間/月 30 人/月 | 411 時間/月 34 人/月 | 399 時間/月 33 人/月 |
| | 萩 | 489 時間/月 54 人/月 | 494 時間/月 57 人/月 | 508 時間/月 59 人/月 |
| | | | | 516 時間/月 60 人/月 |

③ 重度訪問介護

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 県 計 | 10,719 時間/月 | 13,415 時間/月 | 14,113 時間/月 | 15,399 時間/月 | |
| | 54 人 /月 | 61 人 /月 | 63 人 /月 | 69 人 /月 | |
| 圏域 | 岩 国 | 8 時間/月 | 13 時間/月 | 13 時間/月 | 275 時間/月 |
| | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 2 人 /月 | |
| | 柳 井 | 221 時間/月 | 169 時間/月 | 169 時間/月 | 169 時間/月 |
| | | 4 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 | |
| | 周 南 | 1,753 時間/月 | 1,779 時間/月 | 1,779 時間/月 | 1,779 時間/月 |
| | | 8 人 /月 | 8 人 /月 | 8 人 /月 | |
| | 山 口・防 府 | 2,531 時間/月 | 2,753 時間/月 | 2,753 時間/月 | 2,953 時間/月 |
| | | 15 人 /月 | 16 人 /月 | 16 人 /月 | 17 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 2,292 時間/月 | 3,412 時間/月 | 3,788 時間/月 | 4,210 時間/月 |
| | | 13 人 /月 | 15 人 /月 | 16 人 /月 | 18 人 /月 |
| 圏域 | 下 関 | 3,914 時間/月 | 5,289 時間/月 | 5,611 時間/月 | 5,953 時間/月 |
| | | 13 人 /月 | 16 人 /月 | 17 人 /月 | 18 人 /月 |
| | 長 門 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 萩 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 60 時間/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 1 人 /月 |

④ 同行援護

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | 3,740 時間/月 | 3,903 時間/月 | 4,073 時間/月 | 4,271 時間/月 | |
| | 233 人 /月 | 241 人 /月 | 247 人 /月 | 255 人 /月 | |
| 圏域 | 岩 国 | 138 時間/月 | 115 時間/月 | 115 時間/月 | 115 時間/月 |
| | | 15 人 /月 | 15 人 /月 | 15 人 /月 | 15 人 /月 |
| | 柳 井 | 97 時間/月 | 110 時間/月 | 112 時間/月 | 121 時間/月 |
| | | 9 人 /月 | 14 人 /月 | 14 人 /月 | 15 人 /月 |
| | 周 南 | 316 時間/月 | 338 時間/月 | 354 時間/月 | 370 時間/月 |
| | | 26 人 /月 | 25 人 /月 | 25 人 /月 | 25 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 572 時間/月 | 571 時間/月 | 571 時間/月 | 586 時間/月 |
| | | 44 人 /月 | 44 人 /月 | 44 人 /月 | 45 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 1,303 時間/月 | 1,395 時間/月 | 1,488 時間/月 | 1,585 時間/月 |
| | | 56 人 /月 | 61 人 /月 | 65 人 /月 | 69 人 /月 |
| 圏域 | 下 関 | 1,275 時間/月 | 1,326 時間/月 | 1,379 時間/月 | 1,434 時間/月 |
| | | 78 人 /月 | 76 人 /月 | 77 人 /月 | 78 人 /月 |
| | 長 門 | 14 時間/月 | 17 時間/月 | 17 時間/月 | 17 時間/月 |
| | | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| 圏域 | 萩 | 25 時間/月 | 31 時間/月 | 37 時間/月 | 43 時間/月 |
| | | 4 人 /月 | 5 人 /月 | 6 人 /月 | 7 人 /月 |

⑤ 行動援護

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|----------|----------|
| 県 計 | 7 時間/月 | 70 時間/月 | 100 時間/月 | 129 時間/月 |
| | 1 人 /月 | 8 人 /月 | 11 人 /月 | 14 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 柳 井 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 周 南 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 山 口・防 府 | 0 時間/月 | 22 時間/月 | 22 時間/月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 0 時間/月 | 29 時間/月 | 49 時間/月 |
| | 下 関 | 7 時間/月 | 9 時間/月 | 9 時間/月 |
| | 長 門 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 萩 | 0 時間/月 | 10 時間/月 | 20 時間/月 |
| | | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 3 人 /月 |
| | | | | 5 人 /月 |

⑥ 重度障害者等包括支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|----------|----------|----------|
| 県 計 | 0 時間/月 | 240 時間/月 | 240 時間/月 | 240 時間/月 |
| | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 柳 井 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 周 南 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 山 口・防 府 | 0 時間/月 | 240 時間/月 | 240 時間/月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 下 関 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 長 門 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | 萩 | 0 時間/月 | 0 時間/月 | 0 時間/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | | | | 0 人 /月 |

イ 日中活動系サービス

① 生活介護

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 県 計 | 73,757 人日/月 | 75,655 人日/月 | 76,590 人日/月 | 77,441 人日/月 |
| | 3,719 人 /月 | 3,810 人 /月 | 3,858 人 /月 | 3,904 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 7,929 人日/月 | 7,885 人日/月 | 7,885 人日/月 |
| | | 399 人 /月 | 406 人 /月 | 406 人 /月 |
| | 柳 井 | 4,662 人日/月 | 4,766 人日/月 | 4,819 人日/月 |
| | | 231 人 /月 | 238 人 /月 | 241 人 /月 |
| | 周 南 | 11,501 人日/月 | 11,750 人日/月 | 11,930 人日/月 |
| | | 570 人 /月 | 575 人 /月 | 584 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 14,783 人日/月 | 15,347 人日/月 | 15,557 人日/月 |
| | | 763 人 /月 | 793 人 /月 | 804 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 13,214 人日/月 | 13,637 人日/月 | 13,804 人日/月 |
| | | 684 人 /月 | 697 人 /月 | 706 人 /月 |
| | 下 関 | 15,296 人日/月 | 15,796 人日/月 | 15,988 人日/月 |
| | | 750 人 /月 | 775 人 /月 | 786 人 /月 |
| | 長 門 | 2,477 人日/月 | 2,520 人日/月 | 2,499 人日/月 |
| | | 120 人 /月 | 120 人 /月 | 119 人 /月 |
| | 萩 | 3,895 人日/月 | 3,954 人日/月 | 4,108 人日/月 |
| | | 202 人 /月 | 206 人 /月 | 212 人 /月 |
| | | | | 217 人 /月 |

※継続入所者数を除いて算定します。

※人日…「利用人数」×「1人あたりの利用日数」で算出されるサービス量。以下同じ。

② 自立訓練（機能訓練）

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|---------|----------|----------|----------|
| 圏域 | 県 計 | 170 人日/月 | 174 人日/月 | 174 人日/月 |
| | | 19 人 /月 | 17 人 /月 | 17 人 /月 |
| | 岩 国 | 7 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 柳 井 | 6 人日/月 | 3 人日/月 | 3 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 周 南 | 115 人日/月 | 108 人日/月 | 108 人日/月 |
| | | 13 人 /月 | 12 人 /月 | 12 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 13 人日/月 | 37 人日/月 | 37 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 0 人日/月 | 10 人日/月 | 10 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 下 関 | 26 人日/月 | 16 人日/月 | 16 人日/月 |
| | | 2 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 長 門 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 萩 | 3 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 0 人 /月 | 1 人 /月 |

③ 自立訓練（生活訓練）

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | 4,543 人日/月 | 4,784 人日/月 | 4,905 人日/月 | 4,944 人日/月 |
| | 236 人 /月 | 244 人 /月 | 251 人 /月 | 254 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 1,144 人日/月 | 1,113 人日/月 | 1,113 人日/月 |
| | | 54 人 /月 | 54 人 /月 | 54 人 /月 |
| | 柳 井 | 566 人日/月 | 560 人日/月 | 583 人日/月 |
| | | 26 人 /月 | 28 人 /月 | 29 人 /月 |
| | 周 南 | 355 人日/月 | 512 人日/月 | 528 人日/月 |
| | | 22 人 /月 | 29 人 /月 | 30 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 692 人日/月 | 693 人日/月 | 748 人日/月 |
| | | 43 人 /月 | 43 人 /月 | 46 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 572 人日/月 | 600 人日/月 | 609 人日/月 |
| | | 29 人 /月 | 30 人 /月 | 31 人 /月 |
| 下 関 | | 894 人日/月 | 955 人日/月 | 955 人日/月 |
| | | 42 人 /月 | 40 人 /月 | 40 人 /月 |
| 長 門 | | 161 人日/月 | 193 人日/月 | 178 人日/月 |
| | | 10 人 /月 | 11 人 /月 | 10 人 /月 |
| 萩 | | 159 人日/月 | 158 人日/月 | 191 人日/月 |
| | | 10 人 /月 | 9 人 /月 | 11 人 /月 |

※自立訓練（生活訓練）の見込量は、宿泊型自立訓練を含んで算定します。

④ 就労移行支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | 4,084 人日/月 | 4,924 人日/月 | 5,325 人日/月 | 5,740 人日/月 |
| | 250 人 /月 | 289 人 /月 | 312 人 /月 | 336 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 380 人日/月 | 477 人日/月 | 505 人日/月 |
| | | 30 人 /月 | 34 人 /月 | 36 人 /月 |
| | 柳 井 | 208 人日/月 | 286 人日/月 | 337 人日/月 |
| | | 13 人 /月 | 17 人 /月 | 19 人 /月 |
| | 周 南 | 260 人日/月 | 350 人日/月 | 380 人日/月 |
| | | 16 人 /月 | 22 人 /月 | 24 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 768 人日/月 | 834 人日/月 | 952 人日/月 |
| | | 49 人 /月 | 51 人 /月 | 58 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 1,188 人日/月 | 1,322 人日/月 | 1,379 人日/月 |
| | | 66 人 /月 | 73 人 /月 | 77 人 /月 |
| 下 関 | | 1,107 人日/月 | 1,452 人日/月 | 1,521 人日/月 |
| | | 65 人 /月 | 80 人 /月 | 83 人 /月 |
| 長 門 | | 46 人日/月 | 45 人日/月 | 45 人日/月 |
| | | 3 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| 萩 | | 127 人日/月 | 158 人日/月 | 206 人日/月 |
| | | 8 人 /月 | 10 人 /月 | 13 人 /月 |

⑤ 就労継続支援A型

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 県 計 | 10,675 人日/月 | 11,356 人日/月 | 11,763 人日/月 | 12,196 人日/月 |
| | 555 人 /月 | 587 人 /月 | 609 人 /月 | 632 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 1,009 人日/月 | 983 人日/月 | 983 人日/月 |
| | | 52 人 /月 | 52 人 /月 | 52 人 /月 |
| | 柳 井 | 506 人日/月 | 561 人日/月 | 625 人日/月 |
| | | 28 人 /月 | 31 人 /月 | 35 人 /月 |
| | 周 南 | 2,403 人日/月 | 2,679 人日/月 | 2,786 人日/月 |
| | | 135 人 /月 | 148 人 /月 | 154 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 1,231 人日/月 | 1,276 人日/月 | 1,296 人日/月 |
| | | 64 人 /月 | 66 人 /月 | 67 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 3,235 人日/月 | 3,226 人日/月 | 3,294 人日/月 |
| | | 158 人 /月 | 157 人 /月 | 160 人 /月 |
| 下 関 | | 1,672 人日/月 | 1,768 人日/月 | 1,806 人日/月 |
| | | 83 人 /月 | 84 人 /月 | 86 人 /月 |
| 長 門 | | 319 人日/月 | 359 人日/月 | 391 人日/月 |
| | | 19 人 /月 | 22 人 /月 | 24 人 /月 |
| 萩 | | 300 人日/月 | 504 人日/月 | 582 人日/月 |
| | | 16 人 /月 | 27 人 /月 | 31 人 /月 |
| | | | | 732 人日/月 |
| | | | | 39 人 /月 |

⑥ 就効継続支援B型

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 県 計 | 57,250 人日/月 | 59,530 人日/月 | 61,062 人日/月 | 62,512 人日/月 |
| | 3,417 人 /月 | 3,544 人 /月 | 3,632 人 /月 | 3,720 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 4,181 人日/月 | 4,275 人日/月 | 4,433 人日/月 |
| | | 262 人 /月 | 272 人 /月 | 282 人 /月 |
| | 柳 井 | 3,138 人日/月 | 3,181 人日/月 | 3,260 人日/月 |
| | | 181 人 /月 | 184 人 /月 | 187 人 /月 |
| | 周 南 | 7,909 人日/月 | 8,731 人日/月 | 8,967 人日/月 |
| | | 443 人 /月 | 480 人 /月 | 493 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 11,505 人日/月 | 11,773 人日/月 | 12,108 人日/月 |
| | | 705 人 /月 | 738 人 /月 | 759 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 13,893 人日/月 | 14,194 人日/月 | 14,564 人日/月 |
| | | 796 人 /月 | 812 人 /月 | 833 人 /月 |
| 下 関 | | 11,050 人日/月 | 11,774 人日/月 | 12,033 人日/月 |
| | | 694 人 /月 | 719 人 /月 | 734 人 /月 |
| 長 門 | | 2,155 人日/月 | 2,167 人日/月 | 2,201 人日/月 |
| | | 128 人 /月 | 129 人 /月 | 131 人 /月 |
| 萩 | | 3,419 人日/月 | 3,435 人日/月 | 3,496 人日/月 |
| | | 208 人 /月 | 210 人 /月 | 213 人 /月 |
| | | | | 3,512 人日/月 |
| | | | | 214 人 /月 |

※継続入所者数を除いて算定します。

⑦ 就労定着支援

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|----------|----------|----------|
| 県 計 | | 95 人 /月 | 142 人 /月 | 154 人 /月 | 171 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 25 人 /月 | 25 人 /月 | 25 人 /月 | 25 人 /月 |
| | 柳 井 | 8 人 /月 | 10 人 /月 | 10 人 /月 | 12 人 /月 |
| | 周 南 | 13 人 /月 | 22 人 /月 | 26 人 /月 | 31 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 7 人 /月 | 26 人 /月 | 33 人 /月 | 41 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 22 人 /月 | 37 人 /月 | 37 人 /月 | 37 人 /月 |
| | 下 関 | 18 人 /月 | 20 人 /月 | 21 人 /月 | 22 人 /月 |
| | 長 門 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 萩 | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 3 人 /月 |

⑧ 療養介護

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 県 計 | | 270 人 /月 | 270 人 /月 | 273 人 /月 | 275 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 44 人 /月 | 40 人 /月 | 40 人 /月 | 40 人 /月 |
| | 柳 井 | 28 人 /月 | 30 人 /月 | 31 人 /月 | 32 人 /月 |
| | 周 南 | 60 人 /月 | 61 人 /月 | 61 人 /月 | 61 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 39 人 /月 | 38 人 /月 | 38 人 /月 | 38 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 45 人 /月 | 47 人 /月 | 48 人 /月 | 49 人 /月 |
| | 下 関 | 34 人 /月 | 33 人 /月 | 33 人 /月 | 33 人 /月 |
| | 長 門 | 12 人 /月 | 12 人 /月 | 12 人 /月 | 12 人 /月 |
| | 萩 | 8 人 /月 | 9 人 /月 | 10 人 /月 | 10 人 /月 |

⑨ 短期入所（福祉型）

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 県 計 | 3,034 人日/月 | 3,196 人日/月 | 3,310 人日/月 | 3,428 人日/月 |
| | 415 人 /月 | 441 人 /月 | 462 人 /月 | 484 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 331 人日/月 47 人 /月 | 316 人日/月 46 人 /月 | 316 人日/月 46 人 /月 |
| | 柳 井 | 223 人日/月 26 人 /月 | 232 人日/月 37 人 /月 | 249 人日/月 39 人 /月 |
| | 周 南 | 365 人日/月 46 人 /月 | 393 人日/月 51 人 /月 | 411 人日/月 54 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 864 人日/月 107 人 /月 | 880 人日/月 105 人 /月 | 904 人日/月 108 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 401 人日/月 74 人 /月 | 435 人日/月 77 人 /月 | 461 人日/月 81 人 /月 |
| | 下 関 | 711 人日/月 95 人 /月 | 729 人日/月 101 人 /月 | 748 人日/月 108 人 /月 |
| | 長 門 | 82 人日/月 9 人 /月 | 140 人日/月 10 人 /月 | 140 人日/月 10 人 /月 |
| | 萩 | 57 人日/月 11 人 /月 | 71 人日/月 14 人 /月 | 81 人日/月 16 人 /月 |
| | | | | |
| | | | | |

⑩ 短期入所（医療型）

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 県 計 | 149 人日/月 | 146 人日/月 | 149 人日/月 | 152 人日/月 |
| | 32 人 /月 | 36 人 /月 | 37 人 /月 | 37 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 26 人日/月 5 人 /月 | 23 人日/月 5 人 /月 | 23 人日/月 5 人 /月 |
| | 柳 井 | 0 人日/月 0 人 /月 | 2 人日/月 1 人 /月 | 2 人日/月 1 人 /月 |
| | 周 南 | 39 人日/月 9 人 /月 | 31 人日/月 10 人 /月 | 34 人日/月 11 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 9 人日/月 3 人 /月 | 9 人日/月 3 人 /月 | 9 人日/月 3 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 49 人日/月 9 人 /月 | 50 人日/月 9 人 /月 | 50 人日/月 9 人 /月 |
| | 下 関 | 17 人日/月 4 人 /月 | 17 人日/月 5 人 /月 | 17 人日/月 5 人 /月 |
| | 長 門 | 0 人日/月 0 人 /月 | 5 人日/月 1 人 /月 | 5 人日/月 1 人 /月 |
| | 萩 | 9 人日/月 2 人 /月 | 9 人日/月 2 人 /月 | 9 人日/月 2 人 /月 |
| | | | | |
| | | | | |

ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|--------|---------|---------|
| 県 計 | | 2 人 /月 | 8 人 /月 | 11 人 /月 | 14 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 2 人 /月 |
| | 柳 井 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 周 南 | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 2 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 0 人 /月 | 2 人 /月 | 3 人 /月 | 3 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 2 人 /月 | 4 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 |
| | 下 関 | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 長 門 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 萩 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 1 人 /月 |

② 共同生活援助（グループホーム）

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | | 1,339 人 /月 | 1,441 人 /月 | 1,504 人 /月 | 1,570 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 147 人 /月 | 155 人 /月 | 161 人 /月 | 166 人 /月 |
| | 柳 井 | 60 人 /月 | 72 人 /月 | 79 人 /月 | 86 人 /月 |
| | 周 南 | 117 人 /月 | 128 人 /月 | 134 人 /月 | 143 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 276 人 /月 | 290 人 /月 | 297 人 /月 | 304 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 309 人 /月 | 337 人 /月 | 349 人 /月 | 362 人 /月 |
| | 下 関 | 299 人 /月 | 322 人 /月 | 345 人 /月 | 369 人 /月 |
| | 長 門 | 35 人 /月 | 36 人 /月 | 37 人 /月 | 37 人 /月 |
| | 萩 | 96 人 /月 | 101 人 /月 | 102 人 /月 | 103 人 /月 |

③ 施設入所支援

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | | 2,172 人 /月 | 2,171 人 /月 | 2,159 人 /月 | 2,143 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 236 人 /月 | 234 人 /月 | 233 人 /月 | 231 人 /月 |
| | 柳 井 | 173 人 /月 | 177 人 /月 | 176 人 /月 | 174 人 /月 |
| | 周 南 | 367 人 /月 | 373 人 /月 | 372 人 /月 | 370 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 379 人 /月 | 376 人 /月 | 374 人 /月 | 372 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 346 人 /月 | 345 人 /月 | 342 人 /月 | 338 人 /月 |
| | 下 関 | 446 人 /月 | 444 人 /月 | 442 人 /月 | 440 人 /月 |
| | 長 門 | 101 人 /月 | 99 人 /月 | 98 人 /月 | 97 人 /月 |
| | 萩 | 124 人 /月 | 123 人 /月 | 122 人 /月 | 121 人 /月 |

※継続入所者数を除いて算定します。

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 県計 | 2,113人/月 | 2,297人/月 | 2,382人/月 | 2,467人/月 |
| 圏域 | 岩国 | 172人/月 | 206人/月 | 208人/月 |
| | 柳井 | 146人/月 | 154人/月 | 163人/月 |
| | 周南 | 233人/月 | 261人/月 | 272人/月 |
| | 山口・防府 | 439人/月 | 476人/月 | 494人/月 |
| | 宇部・小野田 | 517人/月 | 525人/月 | 531人/月 |
| | 下関 | 428人/月 | 494人/月 | 530人/月 |
| | 長門 | 76人/月 | 75人/月 | 74人/月 |
| | 萩 | 102人/月 | 106人/月 | 110人/月 |
| | | | | 112人/月 |

② 地域移行支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|---------|-------|-------|-------|
| 県計 | 3人/月 | 16人/月 | 24人/月 | 30人/月 |
| 圏域 | 岩国 | 1人/月 | 2人/月 | 3人/月 |
| | 柳井 | 0人/月 | 1人/月 | 1人/月 |
| | 周南 | 0人/月 | 4人/月 | 7人/月 |
| | 山口・防府 | 1人/月 | 2人/月 | 3人/月 |
| | 宇部・小野田 | 1人/月 | 4人/月 | 5人/月 |
| | 下関 | 0人/月 | 1人/月 | 1人/月 |
| | 長門 | 0人/月 | 0人/月 | 1人/月 |
| | 萩 | 0人/月 | 2人/月 | 3人/月 |
| | | | | 3人/月 |

③ 地域定着支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|---------|-------|-------|-------|
| 県計 | 10人/月 | 29人/月 | 34人/月 | 42人/月 |
| 圏域 | 岩国 | 1人/月 | 1人/月 | 3人/月 |
| | 柳井 | 2人/月 | 3人/月 | 3人/月 |
| | 周南 | 1人/月 | 2人/月 | 2人/月 |
| | 山口・防府 | 0人/月 | 2人/月 | 3人/月 |
| | 宇部・小野田 | 6人/月 | 18人/月 | 19人/月 |
| | 下関 | 0人/月 | 1人/月 | 1人/月 |
| | 長門 | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 |
| | 萩 | 0人/月 | 2人/月 | 3人/月 |
| | | | | 3人/月 |

(3) 指定障害児支援

ア 通所支援

① 福祉型児童発達支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 県 計 | 7,997 人日/月 | 8,701 人日/月 | 9,003 人日/月 | 9,292 人日/月 |
| | 922 人 /月 | 989 人 /月 | 1,020 人 /月 | 1,049 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 574 人日/月 | 631 人日/月 | 666 人日/月 |
| | | 76 人 /月 | 81 人 /月 | 85 人 /月 |
| | 柳 井 | 275 人日/月 | 305 人日/月 | 332 人日/月 |
| | | 41 人 /月 | 44 人 /月 | 48 人 /月 |
| | 周 南 | 640 人日/月 | 695 人日/月 | 710 人日/月 |
| | | 72 人 /月 | 85 人 /月 | 87 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 2,180 人日/月 | 2,319 人日/月 | 2,387 人日/月 |
| | | 291 人 /月 | 309 人 /月 | 318 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 1,450 人日/月 | 1,710 人日/月 | 1,860 人日/月 |
| | | 104 人 /月 | 118 人 /月 | 129 人 /月 |
| 下 関 | 1,995 人日/月 | 2,099 人日/月 | 2,099 人日/月 | 2,099 人日/月 |
| | | 238 人 /月 | 244 人 /月 | 244 人 /月 |
| 長 門 | 284 人日/月 | 343 人日/月 | 350 人日/月 | 350 人日/月 |
| | | 37 人 /月 | 44 人 /月 | 45 人 /月 |
| 萩 | 599 人日/月 | 599 人日/月 | 599 人日/月 | 599 人日/月 |
| | | 63 人 /月 | 64 人 /月 | 64 人 /月 |

② 医療型児童発達支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 県 計 | 1 人日/月 | 25 人日/月 | 28 人日/月 | 30 人日/月 |
| | 2 人 /月 | 8 人 /月 | 9 人 /月 | 11 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 柳 井 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 周 南 | 1 人日/月 | 1 人日/月 | 2 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 2 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 0 人日/月 | 13 人日/月 | 15 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 4 人 /月 | 5 人 /月 |
| | 宇部・小野田 | 0 人日/月 | 6 人日/月 | 6 人日/月 |
| | | 1 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| 下 関 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| 長 門 | 0 人日/月 | 5 人日/月 | 5 人日/月 | 5 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| 萩 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |

③ 放課後等デイサービス

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 県 計 | 23,787 人日/月 | 27,242 人日/月 | 28,666 人日/月 | 30,148 人日/月 |
| | 2,118 人 /月 | 2,350 人 /月 | 2,456 人 /月 | 2,563 人 /月 |
| 岩 国 | 2,152 人日/月 | 2,564 人日/月 | 2,722 人日/月 | 2,881 人日/月 |
| | 211 人 /月 | 242 人 /月 | 257 人 /月 | 272 人 /月 |
| 柳 井 | 1,182 人日/月 | 1,332 人日/月 | 1,482 人日/月 | 1,655 人日/月 |
| | 148 人 /月 | 161 人 /月 | 167 人 /月 | 173 人 /月 |
| 周 南 | 3,638 人日/月 | 3,864 人日/月 | 3,927 人日/月 | 4,000 人日/月 |
| | 326 人 /月 | 344 人 /月 | 349 人 /月 | 355 人 /月 |
| 山 口・防 府 | 7,432 人日/月 | 8,484 人日/月 | 8,934 人日/月 | 9,384 人日/月 |
| | 593 人 /月 | 674 人 /月 | 709 人 /月 | 744 人 /月 |
| 宇部・小野田 | 4,376 人日/月 | 5,256 人日/月 | 5,819 人日/月 | 6,449 人日/月 |
| | 337 人 /月 | 403 人 /月 | 444 人 /月 | 490 人 /月 |
| 下 関 | 3,880 人日/月 | 4,536 人日/月 | 4,536 人日/月 | 4,536 人日/月 |
| | 381 人 /月 | 401 人 /月 | 401 人 /月 | 401 人 /月 |
| 長 門 | 420 人日/月 | 450 人日/月 | 450 人日/月 | 450 人日/月 |
| | 52 人 /月 | 51 人 /月 | 50 人 /月 | 50 人 /月 |
| 萩 | 707 人日/月 | 756 人日/月 | 796 人日/月 | 793 人日/月 |
| | 70 人 /月 | 74 人 /月 | 79 人 /月 | 78 人 /月 |

イ 訪問支援

① 保育所等訪問支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|---------|----------|----------|----------|
| 県 計 | 83 人日/月 | 133 人日/月 | 148 人日/月 | 164 人日/月 |
| | 61 人 /月 | 87 人 /月 | 98 人 /月 | 109 人 /月 |
| 岩 国 | 1 人日/月 | 16 人日/月 | 19 人日/月 | 22 人日/月 |
| | 1 人 /月 | 6 人 /月 | 7 人 /月 | 8 人 /月 |
| 柳 井 | 5 人日/月 | 9 人日/月 | 9 人日/月 | 9 人日/月 |
| | 5 人 /月 | 10 人 /月 | 10 人 /月 | 10 人 /月 |
| 周 南 | 11 人日/月 | 12 人日/月 | 12 人日/月 | 13 人日/月 |
| | 11 人 /月 | 12 人 /月 | 12 人 /月 | 13 人 /月 |
| 山 口・防 府 | 14 人日/月 | 33 人日/月 | 39 人日/月 | 45 人日/月 |
| | 13 人 /月 | 21 人 /月 | 25 人 /月 | 29 人 /月 |
| 宇部・小野田 | 2 人日/月 | 7 人日/月 | 10 人日/月 | 13 人日/月 |
| | 2 人 /月 | 7 人 /月 | 10 人 /月 | 13 人 /月 |
| 下 関 | 0 人日/月 | 1 人日/月 | 2 人日/月 | 3 人日/月 |
| | 0 人 /月 | 1 人 /月 | 2 人 /月 | 3 人 /月 |
| 長 門 | 5 人日/月 | 10 人日/月 | 10 人日/月 | 10 人日/月 |
| | 3 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 |
| 萩 | 45 人日/月 | 45 人日/月 | 47 人日/月 | 49 人日/月 |
| | 26 人 /月 | 25 人 /月 | 27 人 /月 | 28 人 /月 |

② 居宅訪問型児童発達支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|
| 県 計 | 1 人日/月 | 17 人日/月 | 21 人日/月 | 37 人日/月 |
| | 1 人 /月 | 9 人 /月 | 11 人 /月 | 14 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | 柳 井 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | 周 南 | 0 人日/月 | 1 人日/月 | 13 人日/月 |
| | 山 口・防 府 | 0 人日/月 | 13 人日/月 | 21 人日/月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 0 人日/月 | 1 人日/月 | 1 人日/月 |
| | 下 関 | 1 人日/月 | 2 人日/月 | 2 人日/月 |
| | 長 門 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | 萩 | 0 人日/月 | 0 人日/月 | 0 人日/月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |

ウ 入所支援

① 福祉型障害児入所支援

| 区分 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|
| 県 計 | 51 人 /月 | 55 人 /月 | 59 人 /月 | 57 人 /月 |
| | 5 人 /月 | 5 人 /月 | 6 人 /月 | 6 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 周 南 | 10 人 /月 | 11 人 /月 | 11 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 10 人 /月 | 11 人 /月 | 12 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 10 人 /月 | 11 人 /月 | 12 人 /月 |
| | 下 関 | 12 人 /月 | 13 人 /月 | 14 人 /月 |
| | 長 門 | 1 人 /月 | 1 人 /月 | 1 人 /月 |
| | 萩 | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| | | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| | | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |
| | | 2 人 /月 | 2 人 /月 | 2 人 /月 |

② 医療型障害児入所支援

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 県 計 | | 40 人 /月 | 40 人 /月 | 43 人 /月 | 43 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 3 人 /月 | 3 人 /月 | 3 人 /月 | 3 人 /月 |
| | 柳 井 | 5 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 | 5 人 /月 |
| | 周 南 | 9 人 /月 | 9 人 /月 | 10 人 /月 | 10 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 8 人 /月 | 8 人 /月 | 9 人 /月 | 9 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 12 人 /月 | 12 人 /月 | 13 人 /月 | 13 人 /月 |
| | 下 関 | 3 人 /月 | 3 人 /月 | 3 人 /月 | 3 人 /月 |
| | 長 門 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |
| | 萩 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 | 0 人 /月 |

工 相談支援

| 区分 | | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|----------|----------|------------|------------|
| 県 計 | | 814 人 /月 | 957 人 /月 | 1,036 人 /月 | 1,118 人 /月 |
| 圏域 | 岩 国 | 64 人 /月 | 82 人 /月 | 87 人 /月 | 91 人 /月 |
| | 柳 井 | 50 人 /月 | 56 人 /月 | 63 人 /月 | 71 人 /月 |
| | 周 南 | 62 人 /月 | 75 人 /月 | 78 人 /月 | 80 人 /月 |
| | 山 口・防 府 | 239 人 /月 | 291 人 /月 | 318 人 /月 | 347 人 /月 |
| | 宇 部・小 野 田 | 100 人 /月 | 124 人 /月 | 136 人 /月 | 149 人 /月 |
| | 下 関 | 231 人 /月 | 257 人 /月 | 280 人 /月 | 305 人 /月 |
| | 長 門 | 29 人 /月 | 29 人 /月 | 30 人 /月 | 30 人 /月 |
| | 萩 | 39 人 /月 | 43 人 /月 | 44 人 /月 | 45 人 /月 |

2 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）

（1）活動指標としての障害福祉サービス等の種類等

障害福祉サービス等の見込量のうち成果目標の達成のために特に必要なものなどについて
は、以下のとおり「活動指標」に位置づけます。

| 活動指標 | | 成果目標 | 成果目標1 (P8) | 成果目標2 (P9) | 成果目標4 (P11) | 成果目標5 (P12) |
|--------------------------------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 障 害 福 祉 サ ー ビ ス | 居宅介護 | 利用者数、 利用時間数 | ○ | ○ | | ※ |
| 重度訪問介護 | ○ | ○ | | ※ | | |
| 同行援護 | ○ | ○ | | ※ | | |
| 行動援護 | ○ | ○ | | ※ | | |
| 重度障害者等包括支援 | ○ | ○ | | ※ | | |
| 生活介護 | 利用者数、 利用日数 | ○ | ○ | | | |
| 自立訓練（機能訓練） | | ○ | | | | |
| 自立訓練（生活訓練） | | ○ | ○ | ○ | | |
| 就労移行支援 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 就労継続支援A型 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 就労継続支援B型 | 利用者数 | ○ | ○ | ○ | | |
| 就労定着支援 | | | | ○ | | |
| 短期入所（福祉型・医療型） | | ○ | ○ | | ※ | |
| 自立生活援助 | 利用者数 | ○ | ○ | | | |
| 共同生活援助 | | ○ | ○ | | | |
| 施設入所支援 | | ○ | | | | |
| 相 談 支 援 | 計画相談支援 | 利用者数 | | ○ | | |
| 地域移行支援 | ○ | | ○ | | | |
| 地域定着支援 | ○ | | ○ | | | |
| 障 害 児 支 援 | 児童発達支援（福祉型・医療型） | 利用児童数、 利用日数 | | | | ○ |
| 放課後等デイサービス | | | | | ○ | |
| 保育所等訪問支援 | | | | | ○ | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | | | | | ○ | |
| 障害児入所支援（福祉型・医療型） | 利用児童数 | | | | | ○ |
| 障害児相談支援 | | | | | | ○ |

※ 障害児の利用実績は、障害者の利用実績に含んで分析・評価します。

(2) その他の活動指標

成果目標等を達成するための取組として、次のとおり活動指標を設定します。

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

(地域移行支援の利用者数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 12人 | 18人 | 24人 |

(地域定着支援の利用者数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 18人 | 23人 | 30人 |

(共同生活援助の利用者数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 448人 | 469人 | 487人 |

(自立生活援助の利用者数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 7人 | 11人 | 13人 |

② 精神病床からの退院患者の退院先別の人数

| 退院先 | 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-----------|-------|-------|-------|
| 在宅 | — | 180人 | 190人 | 200人 |
| 他院の精神病床 | — | 10人 | 10人 | 10人 |
| 自院の精神病床以外の病床 | — | 5人 | 5人 | 5人 |
| 他院の精神病床以外の病床 | — | 70人 | 70人 | 70人 |
| 障害福祉施設 | — | 25人 | 25人 | 25人 |
| 介護施設 | — | 45人 | 45人 | 45人 |

イ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 地域生活支援拠点等の設置市町数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 3市 | 15市町 | 15市町 | 19市町 |

- ② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数

(就労移行支援事業)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 82人 | 103人 | 110人 | 125人 |

(就労継続支援A型事業)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 23人 | 26人 | 28人 | 36人 |

(就労継続支援B型事業)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 49人 | 52人 | 56人 | 64人 |

- ② 障害者に対する委託訓練事業※等の受講者数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 13人 | 13人 | 13人 | 13人 |

- ③ 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する利用者数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 143人 | 143人 | 143人 | 143人 |

- ④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センター※へ誘導する利用者数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 87人 | 87人 | 87人 | 87人 |

- ⑤ 公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 83人 | 83人 | 83人 | 83人 |

※委託訓練事業…障害者の職業訓練の受講機会を確保する観点から、社会福祉法人や民間教育訓練機関を活用（委託）して職業訓練を実施し、障害者の就職を支援するもの

※障害者就業・生活支援センター…就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施する機関

エ 障害児支援の提供体制の整備等

(医療的ケア児コーディネーターの配置人数) (上段：県、下段：市町)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 0人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 31人 | 51人 | 58人 | 70人 |

オ 相談支援体制の充実・強化等

- ① 相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣件数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 11回 | 16回 | 16回 | 16回 |

- ② 主任相談支援専門員養成研修の修了者数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 5人 | 20人 | 20人 | 20人 |

カ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の関係自治体との共有回数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 201回 | 200回 | 200回 | 200回 |

キ 発達障害者又は発達障害児に対する支援

- ① 発達障害者支援地域協議会の開催

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 0回 | 1回 | 1回 | 1回 |

- ② 発達障害者支援センターによる相談支援

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 1,864件 | 1,900件 | 1,950件 | 2,000件 |

- ③ 発達障害者支援センター等による関係機関への助言

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 111件 | 120件 | 140件 | 160件 |

④ 発達障害者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 151件 | 160件 | 165件 | 170件 |

⑤ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 365人 | 385人 | 430人 |

⑥ ペアレントメンターの人数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| — | 100人 | 108人 | 120人 |

⑦ ピアサポートの活動への参加人数

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|--------|--------|
| — | 997人 | 1,040人 | 1,092人 |

ク 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児受入人数)

| 令和元年度（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| — | 1,668人 | 1,720人 | 1,783人 |

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

【障害者入所】

福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から、県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定します。

(単位：人)

| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 定員総数(A) | 2, 349 | 2, 349 | 2, 349 | 2, 349 |
| うち継続入所者数(B) | 146 | 146 | 146 | 146 |
| 必要入所定員総数 (A) - (B) | 2, 203 | 2, 203 | 2, 203 | 2, 203 |

- ・継続入所者数は、定員に関しては142人に県外から入所している4人を加えた146人分とします。
- ・障害児入所施設のうち、18歳を迎えた入所児が引き続き利用可能とするよう障害者支援施設の指定を受けているこのみ園の50人分の定員を除きます。

地域生活への移行を進める一方で、共同生活援助（グループホーム）等での対応が困難で、新たに施設入所支援が必要な者もあるため、当面現状の定員を維持します。

【障害児入所】

障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を促進することを考慮して、県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を設定します。

【福祉型】

| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 定員総数 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| 必要入所定員総数 | 66 | 66 | 66 | 66 |

【医療型】

| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 定員総数 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 必要入所定員総数 | 300 | 300 | 300 | 300 |

福祉型は家庭の事情等のニーズを踏まえ、また、医療型は入所する重症心身障害児等のニーズを踏まえ、当面現状の定員を維持します。

4 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等

(1) 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量を確保するためには、人材の確保・養成とともに、サービスを提供する事業者の参入を促し、事業所を増やしていくことが必要です。

現在の障害福祉サービス等事業所、定員の状況等を踏まえ、県と市町は以下のとおり協働により計画的に基盤整備に取り組みます。

- 介護保険事業者やN P O 法人等多様な主体の参入を促進するため、障害福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、サービスの充足状況等の適切な情報提供を進めます。
- 障害福祉施設整備費補助金を活用して、計画的な共同生活援助（グループホーム）等の整備を促進します。
- 障害児の支援について、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て支援策との連携を強化します。

＜障害福祉サービス等の事業所・定員の状況＞

R 2.4.1 現在

| サービス等の種類 | 単位 | 数値 | サービス等の種類 | 単位 | 数値 |
|------------|------|-------|-----------------|------|---------|
| 居宅介護 | 事業所数 | 186 | 療養介護 | 定 員 | 300 |
| 重度訪問介護 | 事業所数 | 172 | 短期入所 | 指定箇所 | 96 |
| 同行援護 | 事業所数 | 82 | 共同生活援助（グループホーム） | 定 員 | 1,465 |
| 行動援護 | 事業所数 | 10 | 相談支援（計画・移行・定着） | 事業所数 | 89 |
| 重度障害者等包括支援 | 事業所数 | 0 | 福祉型児童発達支援 | 定 員 | 820 |
| 生活介護 | 定 員 | 4,574 | 医療型児童発達支援 | 定 員 | 5 |
| 自立訓練（機能訓練） | 定 員 | 20 | 放課後等デイサービス | 定 員 | 1,324 |
| 自立訓練（生活訓練） | 定 員 | 152 | 保育所等訪問支援 | 事業所数 | 15 |
| 就労移行支援 | 定 員 | 403 | 福祉型障害児入所支援 | 定 員 | 66 |
| 就労継続支援A型 | 定 員 | 542 | 医療型障害児入所支援 | 定 員 | 療養介護に含む |
| 就労継続支援B型 | 定 員 | 3,215 | 障害児相談支援 | 事業所数 | 75 |
| 就労定着支援 | 事業所数 | 20 | | | |

- ・施設入所支援については、33 頁を参照
- ・定員単位で示しているサービス等（療養介護、共同生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援を除く。）については、利用者がサービス等を毎日利用するとは限らないので、定員を超えて利用者を受入れる（登録する）ことが通例となっています。

(2) サービス等の種類ごとの取組事項

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を確保するため、以下の取組を行います。

ア 訪問系サービス

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進する等、必要とされるサービス量が提供できるよう取り組みます。
- 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）従事者の計画的な養成や資質の向上を図り、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

イ 日中活動系サービス

- 必要なときに適切に対応できるよう、入所施設の空床を利用した短期入所の確保を図ります。
- 障害児の短期入所の現状や課題を把握した上で、障害児が短期入所を利用しやすい体制の整備を進めます。
- 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の新規事業所の指定に際しては、地域のサービスの需給の状況を考慮し、市町の意見を聴いた上で判断します。
- 就労定着支援の利用が促進されるよう、サービスの周知と理解に努めます。

ウ 居住系サービス

- 地域生活を希望する障害者が地域で暮らすことができる生活の場を確保するため、ニーズを適切に把握した上で共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。
- 施設入所支援については、真に施設入所が必要な場合の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

エ 相談支援

- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の計画的な確保に努めます。
- 研修等を通じて相談支援員の資質の向上を図り、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

オ 障害児支援

- 福祉型の児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所の指定に際しては、地域のサービスの需給の状況を考慮し、市町の意見を聴いた上で、また、障害児に対し質の高い専門的な発達支援が確保されるよう十分配慮した上で判断します。
- 身近な地域での障害児支援の拠点となる児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援などを活用しながら重層的な支援体制の構築を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた市町支援

市町又は圏域における地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行います。

(4) 圏域ごとの取組事項

必要な障害福祉サービス等の基盤整備を着実に行うため、県と市町は一体的に以下の取組を行います。

ア 岩国圏域

- 民間事業者等に対して、「自立訓練（機能訓練）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の整備を促進します。

イ 柳井圏域

- 民間事業者等に対して、「居宅介護」、「同行援護」及び「就労定着支援」の整備を働きかけます。
- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「児童発達支援（福祉型）」及び「放課後等デイサービス」の整備を働きかけます。
- 成果目標である児童発達支援センター並びに主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の整備を促進します。

ウ 周南圏域

- 民間事業者等に対して、「同行援護」、「短期入所」、「自立生活援助」、「共同生活援助」及び「計画相談支援」の整備を働きかけます。
- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「児童発達支援（医療型）」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「障害児相談支援」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」の整備を促進します。

エ 山口・防府圏域

- 民間事業者等に対して、「就労定着支援」及び「自立生活援助」の整備を働きかけます。
- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「居宅訪問型児童発達支援」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等の整備を促進します。

オ 宇部・小野田圏域

- 民間事業者等に対して、「共同生活援助」及び「計画相談支援」の整備を働きかけます。
- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「保育所等訪問支援」、「放課後等デイサービス」及び「障害児相談支援」の整備を働きかけます。

カ 下関圏域

- 民間事業者等に対して、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」の整備を働きかけます。

- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「児童発達支援（医療型）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等の整備を促進します。

キ 長門圏域

- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「保育所等訪問支援」の整備を働きかけます。
- 医療的ケア児支援のための体制を構築します。

ク 萩 圏域

- 民間事業者等に対して、「自立訓練（機能訓練）」の整備を働きかけます。
- 障害児支援について、保育所や認定こども園などの子育て支援分野との連携を強化し、それぞれの現場において相乗効果が図れるよう支援体制のあり方を検討します。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の整備を促進します。

(5) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域と施設、関係機関、市町及び県が連携を図り、感染症への対策を推進します。

ア 平時における感染症に対する研修の充実

- 障害福祉サービス等事業所が感染症発生時においてもサービスが継続できるよう、訓練の実施や感染症発生時に備えた事前準備等について、指導・助言を行います。
- 施設を対象とした感染症対策研修の実施や個別実地指導等を行うことにより、感染防止対策の充実・強化を図ります。

イ 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

- 国や関係機関と連携の上、障害福祉サービス等事業所における感染症対策に必要な物資の備蓄体制等の整備に取り組みます。
- 国と連携し、感染症対策に必要な物資の備蓄、調達及び供給を計画的に行います。

ウ 感染症発生時の応援体制の構築

- 障害福祉サービス等事業所・施設等で働く職員等が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、職員が不足する施設等に他の応援施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続するため、県内の施設等による連携の下、施設間による職員の相互応援システムを構築します。

5 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の確保

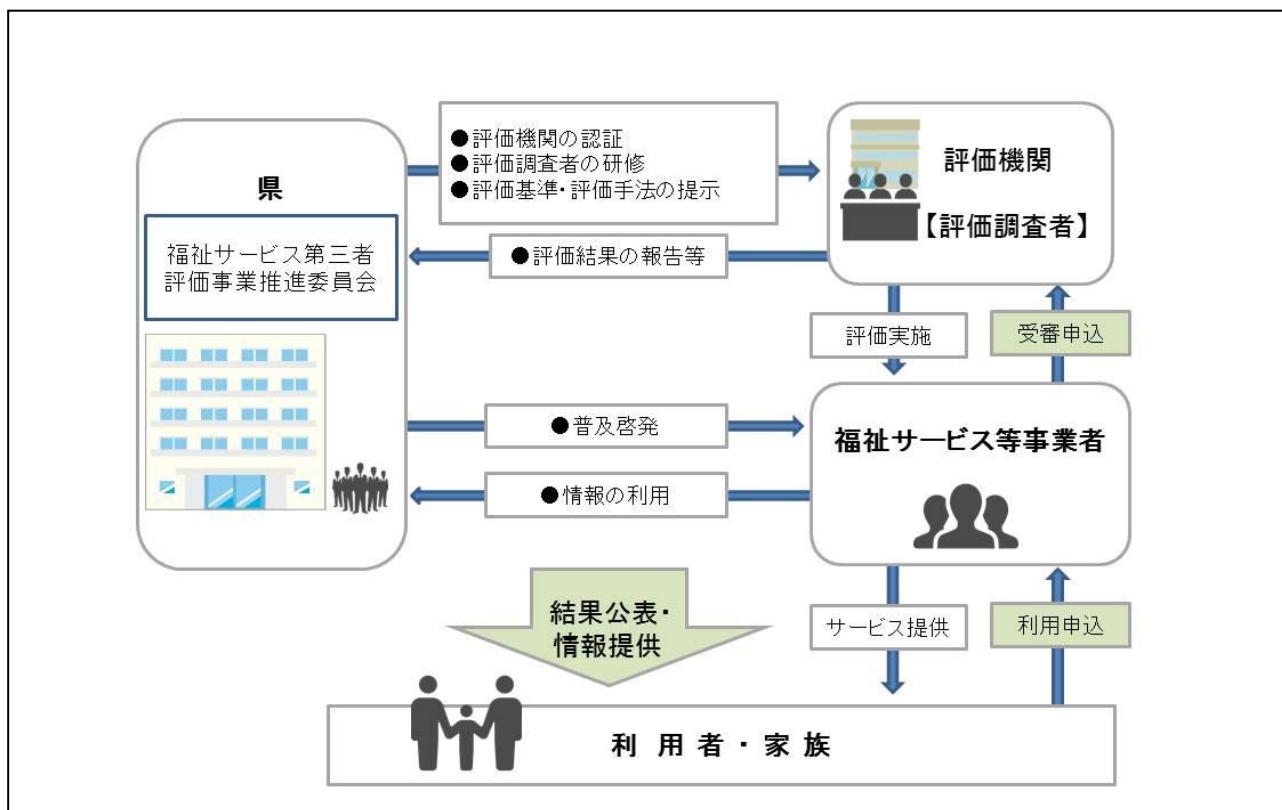
障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等により、障害福祉人材の確保に取り組んでいきます。

(2) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の養成

地域生活支援事業（39～42頁に記載）等を活用して、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供に当たって基本となる人材の養成を行います。

(3) サービス等を提供する事業者に対する第三者の評価等

事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を進めるとともに、第三者評価について事業者への普及啓発を行い、その利用を促進します。



第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

成果目標や本県の実情等を考慮し、以下のとおり計画的に実施します。

(令和3年3月時点の予定)

1 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 発達障害者支援センター運営事業 | 1箇所開設 |
| (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業 | 高次脳機能障害支援センターを1箇所開設 |
| (3) 障害者就業・生活支援センター事業 | 6箇所開設 |

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 手話通訳者・要約筆記者研修事業 | 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施 |
| (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | 盲ろう者通訳・介助員の養成研修を実施 |
| (3) 失語症者向け意思疎通支援者研修事業 | 失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施 |

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう取り組みます。

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|--------------------------|---|
| (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | <ul style="list-style-type: none">複数市町の住民が参加する障害者団体の会議等への派遣を実施市町域を越える広域的な派遣について、連絡調整等を実施 |
| (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣利用促進事業 | 盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施 |

4 広域的な支援事業

市町域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|--------------------|--|
| 都道府県相談支援体制整備事業 | 各障害保健福祉圏域ごとにアドバイザーを配置し、相談支援のネットワークづくりを支援 |
| 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | 精神科病院からの退院患者も対象とし、地域生活への移行を推進する地域生活移行推進会議を実施 |
| 発達障害者支援体制整備事業 | 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制を充実 |

5 サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上が図られるよう取り組みます。

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|----------------------------|---|
| (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 | 各年度において認定調査員及び市町審査会委員に対する研修を実施 |
| (2) 相談支援従事者等研修事業 | 障害福祉サービス等事業所の職員等を対象に、研修事業者を指定して実施 |
| (3) サービス管理責任者研修事業 | |
| (4) 強度行動障害支援者養成（基礎・実践）研修事業 | 行動援護事業所及び障害者支援施設の職員等を対象に養成研修事業者を指定して研修を実施 |
| (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 | 相談員の活動支援及び資質向上のための研修会を開催 |
| (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 | 喉頭を摘出した者を対象に発声訓練を行う指導者の養成事業を実施 |
| (7) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 | 手話通訳者指導者養成研修等の参加経費の助成 |

6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業

本県の実情を踏まえ、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

【日常生活支援】

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|--------------------|---------------------------|
| (1) オストメイト社会適応訓練事業 | 人工肛門、人工膀胱を造設した者を対象に講習会を実施 |

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|-------------------|--|
| (2) 音声機能障害者発声訓練事業 | 喉頭を摘出した者を対象に発声訓練を実施 |
| (3) 発達障害者支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援マネージャーを配置するなど発達障害者支援センターの地域支援体制を強化 ・ペアレンツメンター養成等による家族支援体制を整備 |
| (4) その他日常生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・中途失明者を対象に歩行訓練等を実施 ・盲ろう者を対象に歩行訓練やコミュニケーション訓練等を実施 ・視覚障害者生活訓練を実施 ・知的障害者の自立訓練事業を実施 |

【社会参加支援】

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|-------------------------|---|
| (1) 点字による即時情報ネットワーク | 点字物や音声等による情報提供を実施 |
| (2) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 | 1箇所開設 |
| (3) 身体障害者補助犬育成 | 身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、補助犬の給付を実施 |
| (4) 奉仕員養成研修 | 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を実施 |
| (5) スポーツ・レクリエーション教室開催等 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種障害者スポーツ大会・教室を開催 ・全国障害者スポーツ大会派遣選手の強化育成を実施 ・障害者スポーツ指導者の養成を実施 |
| (6) 文化芸術活動振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者文化芸術活動相談体制等の整備 ・障害者芸術文化祭の開催 ・障害者アートセミナーの開催 |
| (7) その他社会参加支援 | <p>あいサポート運動 障害者の特性等を理解し、ちょっとした配慮などを実践するあいサポート運動の実施</p> |

【権利擁護支援】

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|-------------|--|
| 障害者虐待防止対策支援 | 山口県障害者権利擁護センターにおいて、地域の協力体制の整備や施設職員への研修等を実施 |

【就業・就労支援】

| 事業名 | 計画期間を通じた実施の考え方 |
|-----------|---------------------------|
| 一般就労移行等促進 | 就労継続支援事業利用者等を対象とした職場体験の実施 |

＜地域生活支援事業の見込量＞

| 事業名 | 令和元年度実績 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|---------|--------|--------|--------|
| (1) 専門性の高い相談支援事業 | | | | |
| 発達障害者支援センター運営事業 | 箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | 利用者数 | 1,864人 | 1,900人 | 1,950人 |
| 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 | 箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | 利用者数 | 1,244人 | 1,300人 | 1,300人 |
| 障害者就業・生活支援センター事業 | 箇所数 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 |
| | 利用者数 | 3,145人 | 3,265人 | 3,385人 |
| (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 | 修了者数 | 13人 | 13人 | 13人 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | 修了者数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 | 修了者数 | 0人 | 12人 | 12人 |
| (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 利用者数 | 36人 | 36人 | 36人 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 利用者数 | 1,043人 | 1,043人 | 1,043人 |
| 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 | 利用者数 | 0人 | 0人 | 10人 |
| (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| (5) 広域的な支援事業 | | | | |
| 都道府県相談支援体制整備事業 | アドバイザー数 | 7人 | 8人 | 8人 |
| 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | | | | |
| 地域生活支援広域調整会議等事業 | 開催回数 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 | 開催回数 | 0回 | 1回 | 1回 |

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため に必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

サービス従事者等による障害者虐待の未然防止や発生時の早期対応を可能とするために、山口県障害者権利擁護センターにおいて研修を実施するとともに、弁護士や社会福祉士、臨床心理士等で構成した専門支援チームによる事例の分析・評価、具体的な対応策の検討及び指導・助言等を通じて市町虐待防止センターへの支援を行い、地域の指導力強化に努めます。

2 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、広く事業者や関係者に対して普及を図ります。

3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害者芸術文化祭の開催や相談窓口の設置等により、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮と社会参加の促進に向けた取組を進めます。

4 障害を理由とする差別の解消の推進

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日に施行されました。

このため、本県では、県職員対応要領の作成や相談窓口の設置、一般県民や事業者等に対する啓発活動などを実施し、障害のある人の差別の解消に向けた取り組みを推進しています。

また、誰もが、様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート」運動を、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けて、県民のみなさんと一緒に取り組んでいきます。



5 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組や研修の充実等

障害福祉サービス事業所等による防災対策を始めとした利用者の安全確保に向けた取組を推進するとともに、障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員の待遇改善等による職場環境の改善がされるよう働きかけます。

<参考資料>

障害福祉サービス等の概要

1 指定障害福祉サービス

障害者総合支援法に定める指定障害福祉サービスは、下表のとおりです。

| サービスの種類 | | サービスの内容 |
|---------|-------------------------|---|
| 訪問系 | 居宅介護 | 居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する |
| | 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する |
| | 行動援護 | 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する |
| | 重度障害者等 包括支援 | 常時介護を必要とする障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する |
| | 生活介護 | 常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する |
| 日常生活系 | 自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能(機能訓練)又は生活能力(生活訓練)の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動等機会の提供を通じて、就労に必要な知識又は能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する |
| | 就労継続支援 A型 | 通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能である障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する |
| | 就労継続支援 B型 | 通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する |
| | 就労定着支援 | 企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う |
| | 療養介護 | 医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する |
| | 短期入所 | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する |

| サービスの種類 | | サービスの内容 |
|-------------|---------------------|--|
| 居 住 系 | 自立生活援助 | 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整、その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う |
| | 共同生活援助 (グループホーム) | 地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う |
| | 施設入所支援 | 施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する |

2 指定相談支援

障害者総合支援法に定める指定相談支援は、下表のとおりです。

| 支援の種類 | 支援の内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与する |
| 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与する |

3 指定障害児支援

児童福祉法に定める指定障害児支援は、下表のとおりです。

なお、障害児も障害者総合支援法に定める「居宅介護」、「短期入所」、「行動援護」などのサービスを利用することがあります。

| 支援の種類 | | 支援の内容 |
|------------------|----------------|--|
| 通 所 支 援 | 福祉型 児童発達支援 | 障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する |
| | 医療型 児童発達支援 | 肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う |
| | 放課後等 デイサービス | 学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する |

| 支援の種類 | | 支援の内容 |
|-------|-------------|--|
| 訪問支援 | 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の児童発達支援を行う |
| 入所支援 | 福祉型障害児入所支援 | 障害児入所施設に入所する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与する |
| | 医療型障害児入所支援 | 指定医療機関に入院する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与し、入院する障害児のうち、重症心身障害児に対して治療を行う |
| 相談 | 障害児相談支援 | 障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する |